

事件から
10年

岡山・倉敷民商弾圧事件

差戻し審で無罪に!

禰屋さんは冤罪、428日間も拘束

2014年、岡山県倉敷市にある倉敷民主商工会（民商）の事務局員・禰屋町子さんが、当時民商の会員だった建設会社（I建設）の「脱税」を手伝い、民商会員の確定申告書を作成した（税理士法違反）として起訴されました。禰屋さんは、428日間も身柄を拘束されましたが、一貫して無実を主張しました。



適正な納税をサポートしただけなのに逮捕!?

脱税をしたとされるI建設には、脱税につきものの「隠し財産（たまり）」はありませんでした。弁護団が検証したところ、経理にミスはあったものの、脱税の意図はなかったことがわかりました。

税理士法は、資格のない者が税理士と偽って税務書類を作成することなどを禁止しています。禰屋さんは民商会員が適正に納税するために、会計書類の数字をパソコンに打ち込んでサポートしただけです。なぜこれが犯罪となるのでしょうか。一方で、自民党の「裏金」議員の巨額脱税事件は罪も問われていません。

一審(有罪)破棄差戻しから5年も放置

岡山地裁は、検察側の証人はすべて採用、一方、弁護側の証人は一人を除き全員却下という不公正な偏った審理で、2017年、禰屋さんを有罪（懲役2年・執行猶予4年）としました。しかし、広島高裁岡山支部は2018年、有罪の証拠は違法だとして地裁判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻しました。

ところが、検察官が有罪立証の計画をまともに立てられないために5年間も公判が開かれませんでした。また、検察官は、事件から9年経って、脱税額が間違っていたとして変更を求めてきました。起訴がいかずにずさんで不当なものであったかがわかります。

狙いは民商の弱体化

民商は、中小業者の営業と権利を守るために活動している団体で、全国に540の組織があります。戦後、憲法のもとで導入された申告納税制度（納付すべき税額が納税者の申告により確定する）の擁護・発展をめざし、納税者の権利を守るために奮闘してきました。国税庁は長年、このような重税に反対し税務行政の是正を求める民商の運動を敵視してきました。今回の事件の本質は、民商の弱体化を狙ったものです。

差戻し後、岡山地裁には、「禰屋さんを無罪に」との署名が33万人分届けられています。

ぜひみなさんのご支援をお願いします。

倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす全国連絡会

〈連絡先〉〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター
日本国民救援会中央本部 電話 03-5842-5842 / FAX 03-5842-5840